

公職選挙法第95条の2新第4項における 「当選人となるべき順位」について

【名簿登載例】

全ての重複立候補者を1位に登載する。その際に、それらの重複立候補者を第1群、第2群及び第3群にグループ化する。

名簿順位	名簿登載者		
1位	第1群	第2群	第3群
	① A	① E	① H
	② B	② F	② I
	③ C	③ G	
④ D			



【当選人となるべき順位】

当選人となるべき順位	特定割合順位	優先割当順位	名簿登載者
1	①	1	A
2	①	2	E
3	①	3	H
4	②	1	B
5	②	2	F
6	②	3	I
7	③	1	C
8	③	2	G
9	④	1	D

特定割合順位(=群内順位)[○数字]が同じである名簿登載者間における当選人となるべき順位は、グループに付された優先割当順位[□数字]に従って優劣を定める。(第95条の2新第4項第1号)

特定割合順位(=群内順位)[○数字]が異なる名簿登載者間における当選人となるべき順位は、特定割合順位(=群内順位)[○数字]に従って優劣を定める。(第95条の2新第4項第2号)